

名張市子ども条例の一部改正について

1. 趣旨

国においては、令和5年4月に、子どもの権利に関する初の国内法となる「こども基本法」が制定され、同年12月に、同法に基づく子ども施策の基本的な方針となる「こども大綱」（計画期間 5年）が策定されました。

本市では、平成18年に名張市子ども条例が制定され、子どもの健全育成に関する基本計画として「ばりっ子すくすく計画」を策定しています。

こども基本法の制定に伴い、「ばりっ子すくすく計画」を同法に定める「市町村こども計画」として位置付けることとし、計画期間についても、これまで3年としておりましたが、「こども大綱」並びに本市の教育及び福祉の諸施策の在り方における共通理念となる「名張市教育大綱」や「名張市地域福祉計画」の計画期間と同じく、5年に変更することとします。

また、「ばりっ子すくすく計画」の第4章として定めている子ども・子育て支援新制度における各種サービスの需要計画が、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間としているため、この計画との整合も図れることとなります。

あわせて、子どもの定義に係る規定についても必要な改正を行うこととします。

2. 改正の概要

(1) 「ばりっ子すくすく計画」の計画期間

計画期間を策定後5年ごと（現行：3年間）に改正します。ただし、進捗状況の報告や必要に応じた見直しは、従来と同様に毎年度実施します。

○従来の「3年に一度の見直し」の場合

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
ばりっ子すくすく計画 (第1章～第3章)	3年			4年※			3年※			3年			3年			3年				
	第3次計画			第4次計画			第5次計画			(仮)第6次計画			(仮)第7次計画			(仮)第8次計画				
ばりっ子すくすく計画 (第4章)H27より	5年					5年					5年					5年				
	第1期計画					第2期計画					(仮)第3期計画					(仮)第4期計画				
名張市地域福祉計画 健康なばり21計画 ばりばり食育推進計画	5年					5年					5年					5年				

※新型コロナの影響により見直しの時期がずれ、第4次計画は4年計画、第5次計画は3年計画となった。

見直しの時期がずれる。

イメージ図（改正前）

○「5年に1度の見直し」とした場合

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16
ぱりっすくすく計画 (第1章～第3章)	3年			4年※			3年※			5年					5年					
	第3次計画			第4次計画			第5次計画			(仮)第6次計画					(仮)第7次計画					
ぱりっすくすく計画 (第4章)H27より	5年			5年			5年			5年					5年					
	第1期計画			第2期計画			(仮)第3期計画			(仮)第4期計画										
名張市地域福祉計画 健康なばり21計画 ぱりぱり食育推進計画	5年			5年			5年			5年					5年					

見直しの時期が揃う。

イメージ図（改正後）

(2) 子どもの定義

子どもの定義における年齢区分について、子ども・子育て支援法における子どもの定義に合わせて、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者（現行：18歳以下の者）に改正します。

3. 施行期日

公布の日から施行します。